

老高発0704第1号
老認発0704第3号
令和6年7月4日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高齢者支援課長
認知症施策・地域介護推進課長
(公印省略)

「ケアプランデータ連携標準仕様」について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。介護分野における業務効率化を図るためには、ICTを活用した情報連携が重要です。そのため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、厚生労働省において「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を作成し、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和5年6月16日老高発0615第1号、老認発0615第1号）によりお示ししているところです。

今般、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントをデータ連携の対象とし、名称を「ケアプランデータ連携標準仕様」とする等の改訂を行いました（別添1）。

各都道府県におかれでは、本通知の内容について、管内市区町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくよう、お願ひいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和5年6月15日老高発0615第1号、老認発0615第1号）別添1に替えて本通知における別添1を適用するものとします。

「入退院時情報連携標準仕様」及び「訪問看護計画等標準仕様」については、引き続き、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和4年8月12日老高発0812第1号、老認発0812第1号、老老発0812第1号）の別添2及び別添3を適用することを申しあげます。